



福井労働局発表
平成24年8月31日

担 当	福井労働局労働基準部監督課
	監督課長 江口 勇次
	専門監督官 高橋 昌哉
	電 話 (0776) 22 - 2652

外国人技能実習生を使用する事業場に対する監督指導結果について

集中監督を実施、89.3%の事業場で労働基準関係法令違反

福井労働局(局長 島谷敏昭)は、県内4つの労働基準監督署が本年6月から7月にかけて外実施した監督指導結果を取りまとめた。

福井県内には、約3千人の技能実習生が就労しているところであるが、県内の労働基準監督署には技能実習生からの申告・相談が依然として多く寄せられており、また技能実習生を使用する事業場については、毎年80%を超える高い割合で労働基準関係法令違反が認められているところである。

こうしたことから、福井労働局では技能実習生の労働条件確保改善対策の推進を重点施策のひとつとして取り組んでいるところであり、本年6月から7月にかけて集中的に監督指導を実施したところである。

監督指導を実施した28事業場のうち、25の事業場(89.3%)において労働基準関係法令違反が認められ、事業主に対し是正に向けた行政指導を実施した。

福井労働局では、今後とも監督指導を実施し、併せて技能実習制度の監理団体に対する要請等の取組を推進するとともに、引き続き入国管理局等関係機関との連携を図っていくこととしている。

また、悪質な法令違反については、司法処分を含め厳正に対処することとしている。

記

1 対象事業場

監督指導を実施したのは28事業場で、事業場の規模別では「表1 監督指導を実施した事業場の労働者数の規模別割合」のとおりで、労働者数10人未満の事業場が32.1%、30人未満の事業場では82.1%である。

業種別では「表2 監督指導を実施した事業場の業種別割合」のとおりで、最も多いのが製造業で全体の92.9%を占めており、繊維製品製造業、繊維工業の割合が高くなっている。

表1 監督指導を実施した事業場の労働者数の規模別割合

事業場の労働者の数	事業場数	割合
10人未満	9	32.1%
10人～29人	14	50.0%
30人～49人	2	7.1%
50人～99人	3	10.7%
100人以上	0	0.0%
合計	28	100%

表2 監督指導を実施した事業場の業種別割合

事業場の業種	事業場数	割合
製造業	26	92.9%
（繊維製品製造業）	（16）	（57.1%）
（繊維工業）	（2）	（7.1%）
（電気機械器具製造業）	（6）	（21.4%）
その他	2	7.1%
合計	28	100%

2 外国人技能実習生の状況

監督指導を実施した28事業場に使用されていた技能実習生は144人で、内訳は中国人が126人（87.5%）と最も多く、中国人以外は18人（12.5%）であった。

技能実習生を使用している事業場の平均技能実習生は5.1人であった。また、技能実習生が最も多かったのは17名（1事業場）、最も少なかったのは1名（2事業場）であった。

3 違反状況

監督指導を実施した28事業場のうち25事業場で労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反が認められた。これまでの推移は、「表3 違反率の推移」のとおりである。

本年度の主な違反の状況は「表4 主な違反状況」のとおりである。

全体の違反率は依然として80%を超えているものの、「最低賃金」の違反率は0となり、「賃金の支払」や「雇入れ時の労働条件の明示」の違反率は大幅に低下するなど、主な違反事項の違反率が全て低下となった。

しかし、依然として違反が認められるため、基本的な労働関係法令の遵守の徹底

が引き続き必要である。

また、「労働時間」の違反では、1 か月 100 時間を超える時間外労働も認められるなど、一部の企業において長時間労働が発生していることが認められたところであり、これらの企業では、時間外労働の削減と長時間労働に従事した者に対する健康確保措置の徹底が必要である。

表 3 違反率の推移

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
違反率	88.9%	85.1%	84.9%	100%	89.3%

表 4 主な違反状況

主な違反の内容	平成 24 年度			前年度
	該当事業場数	違反事業場数	違反率 (1)	違反率 (1)
時間外労働・休日労働の割増賃金の支払 (2)	28	7	25.0%	42.6%
労働時間 (3)		9	32.1%	46.3%
（うち時間外労働協定の延長時間超え）		(4)	14.3%	22.2%
賃金の支払 (4)		1	3.6%	22.2%
（うち賃金控除協定なし）		(1)	3.6%	22.2%
雇入れ時の労働条件の明示 (5)		2	7.1%	37.0%
最低賃金 (6)		0	0.0%	1.9%
定期健康診断の実施 (7)		4	14.3%	22.2%
寄宿舍 (8) の設備及び安全衛生の遵守 (9)	18	4	14.3%	34.5%
寄宿舍規則の作成・届出 (10)		1	3.6%	31.0%
寄宿舍設置の届出 (11)		1	3.6%	27.6%

- 1 「違反率」は「違反事業場数」を「該当事業場数」で除したものである。
- 2 原則週 40 時間、1 日 8 時間の法定労働時間を超えて労働させる時間外労働、及び午後 10 時から午前 5 時までの深夜労働に対し、通常支払われる賃金の 2 割 5 分以上の割増賃金を支払っていないもの、そのほか 1 時間当たりの単価の算定誤りや算定の基礎に含めなければいけない手当を含んでいないものである。
- 3 法定労働時間を超えて労働させる場合には、時間外労働に関する労使協定の締結・届出等が必要になる。違反事業場の多数が時間外労働協定の延長時間を超過して長時間労働に従事させていたものである。
- 4 賃金は、税金や公的保険料等を除いて全額支払うことが原則であるが、労使協定により賃金の一部を控除して支払うことができる。違反事業場の多数が労使協定を締結せずに宿舍費用等を控除していたものである。

- 5 労働者を雇い入れる際には、賃金、労働時間その他の労働条件を書面等で明示しなければならないが、これを行っていないものである。
- 6 賃金額が最低賃金未満となっていたものである。
- 7 1年に1回の定期健康診断を行っていないものである。
- 8 「寄宿舍」とは、事業経営の必要上その一部として設置され、相当人数の労働者が宿泊し共同生活を行う宿舍をいい、事業附属寄宿舍として労働基準関係法令の適用を受けることとなる。
- 9 火災その他非常時のための警報装置、消火設備、避難階段が設けられていないもの、寝室に氏名定員が掲示されていないものである。
- 10 事業附属寄宿舍に労働者を寄宿させる際に、起床、就寝、外出及び外泊等の法定事項について寄宿舍規則を作成していないもの、居住者の代表の同意書を添付して労働基準監督署に届け出していないものである。
- 11 常時10人以上の労働者を就業させる事業や危険有害な事業の事業附属寄宿舍を設置する際に、工事着工前に労働基準監督署に届け出していないものである。